

## ◎酪農学園大学酪農学部酪農学科同窓会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は、酪農学園大学酪農学部酪農学科同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦交流を図り、あわせて酪農学園大学酪農学部酪農学科の充実と発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の作成と発刊
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は、事務局を酪農学園大学酪農学部酪農学科内に置く。

### 第2章 会員

第5条 本会の会員は、酪農学園大学酪農学部酪農学科卒業生および酪農学園大学酪農研究科(修士・博士)修了生とする。

第6条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は理事会において推挙する。

### 第3章 役員及び任期

第7条 本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事各 卒業年次から若干名
- (4) 支部長各 1名
- (5) 監事 2名

第8条 役員は、理事会の推薦を得て総会の承認を得る。

- (1) 会長及び副会長の選出は、第7条に定める理事の互選による。  
役員に任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- (2) 監事は理事及び事務局員を除く会員より理事会において選出する。  
任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し会務を分掌する。
- (4) 支部長は、支部を代表し会長を補佐する。
- (5) 監事は、会務を監査する。

### 第4章 会議

第10条 会議は総会ならびに理事会とする。

- (1) 総会は、年1回これを開き出席者をもって総会成立とする。  
但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことが出来る。
- (2) 総会において次の事項を付議し承認を得るものとする。
  - (イ) 事業計画、予算、決議に関する事項
  - (ロ) 会則等の改訂、廃止または設定
  - (ハ) その他
- (3) 理事会は、理事および事務局長をもって構成し、会長が招集する。

次の時効を審議し執行しなければならない。理事会の審議は通信併用とする  
但し、決議は出席理事の過半数による。

- (イ) 事業計画、予算、決議に関する事項
- (ロ) 会則等の改訂、廃止または設定
- (ハ) その他、会務に必要な事項

#### 第5章 会計

- 第11条 本会の会費は、15,000円(終身会費)として卒業年次に徴収する。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会の資産は理事会が管理する

#### 第6章 支部

- 第14条 支部は支部会員より構成し、会則第2条の目的に基づいて活動する。

#### 第7章 事務局

- 第15条 事務局は、原則として本学園に勤務する卒業生をもって構成する。
- 第16条 事務局長は事務局員の互選により1名選出し、事務局の会務を総括する。
- 第17条 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 理事会に関する業務
- (2) 会費徴収に関する業務及び会計業務を行う。
- (3) その他、本会運営等に必要な業務

- 第18条 事務局長および事務局員に任期は、それぞれ2年とし再任は妨げない。

#### 第8章 附則

- 第19条 本会会則は、昭和39年4月5日より施行する。  
昭和43年6月20日改正施行する。  
昭和60年3月 1日改正施行する。  
平成8年11月2日改正施行する。  
平成10年10月24日改正施行する。  
平成14年3月14日改正施行する。